

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リズム時計工業株式会社		コード	7769
提出日	2020/6/1		異動（予定）日	2020/6/19
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会における社外役員選任議案の付議			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山下 和彦	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	鈴木 飲哉	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	奥野 泰久	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		山下和彦氏は、複数社の上場企業において社外監査役や監査等委員である社外取締役を務めるとともに、企業経営の経験に基づく高い見識と健全性を確保する十分な知識を活かし、当社社外取締役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、主要株主・主要取引先等の出身者に該当せず、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。
2		鈴木飲哉氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しております。中立的・客観的な立場から当社社外取締役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、本書提出日現在における当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（2014年6月就任）の代表社員の一人でありましたが、2014年7月には退職のうえ、当社の監査業務にも直接関与したことなく、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。
3		奥野泰久氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い見識を有しており、中立的・客観的な立場から当社社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏は、主要株主・主要取引先等の出身者に該当せず、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

当社は、2015年5月20日開催の取締役会において以下の内容による「社外役員の独立性判断基準」を決議しております。
当社の社外役員の独立性については、法令及び金融商品取引所規則が求める独立役員の基準に加え、当社独自の観点から以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。
1. 現在および過去5年間において、当社及び子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、その他重要な使用人（以下、「取締役等」という。）となつたことがない者（但し、現任の社外役員を除く）。
2. 当社及び子会社の取締役等の二親等内の親族でない者。
3. 当社の前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体、若しくは当社が前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体に所属したことがない者。
4. 現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先企業（当社の前年度連結売上高の2%以上の金額）の取締役等となったことがない者。
5. 現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先（連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）の取締役等となったことがない者。
6. 現在および過去5年間において、当社及び子会社より役員報酬以外に年額700万円を超える報酬を受領したことがない者。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行（本人のみ）

以上a～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。